

広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月4日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

広島県公安委員会規則第10号

広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

広島県警察の組織に関する規則（昭和37年広島県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（生活安全総務課の分掌事務） 第13条の3 略 （1）～（7） 略 <u>（8） 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号）に関する こと（生活環境課の所掌に属するものを 除く。）。</u> <u>（9）～（16）</u> 略 （生活環境課の分掌事務） 第14条 略 （1）～（6） 略 <u>（7） 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する 法律に規定する犯罪の取締りに関する こと。</u> <u>（8）～（18）</u> 略 <u>第17条</u> 削除	（生活安全総務課の分掌事務） 第13条の3 略 （1）～（7） 略 <u>（8）～（15）</u> 略 （生活環境課の分掌事務） 第14条 略 （1）～（6） 略 <u>（7）～（17）</u> 略

附 則

この公安委員会規則は、公布の日から施行する。